



高井戸公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月
東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要……………2

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況及び特色
- 7 整備計画等

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

III 図面・写真……………9

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

IV 資料編……………12

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

園内マップ

1 都市計画の概要

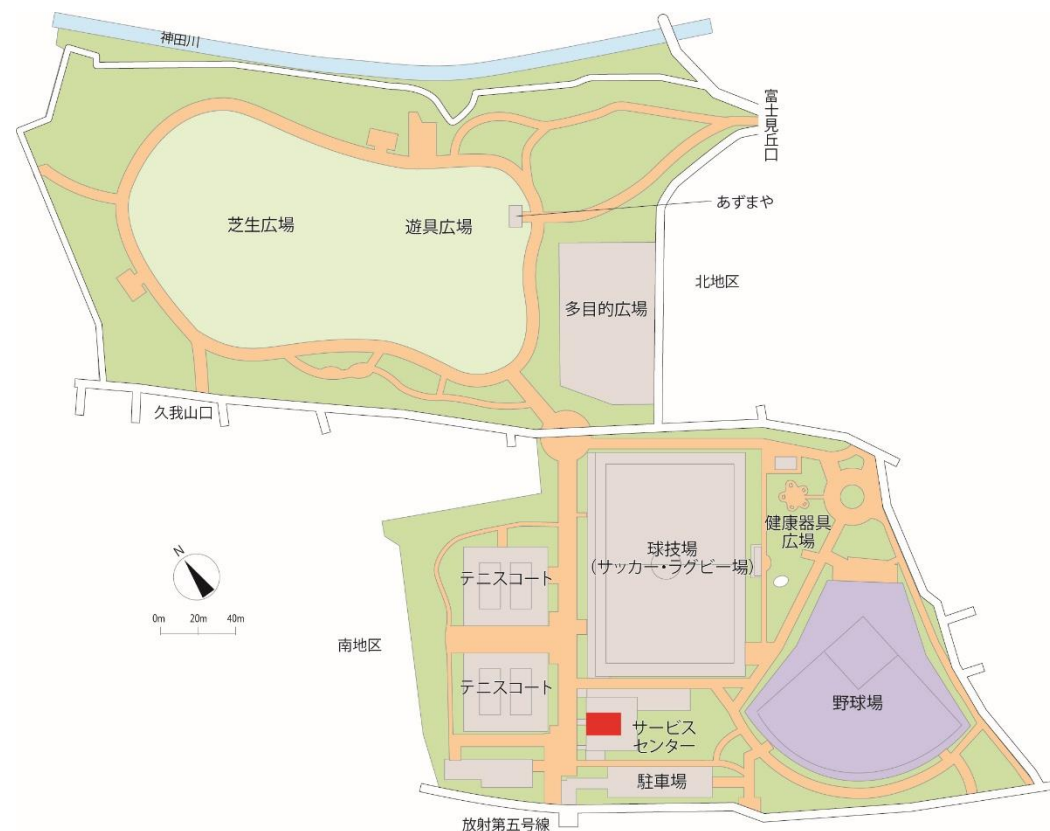
名 称	東京都市計画公園第6・5・9号高井戸公園
位 置	杉並区久我山二丁目地内
面 積	17.40ha
種 別	運動公園
決定告示	(当初) 昭和 32 年 12 月 21 日建設省告示第 1689 号 (最終) 平成 16 年 5 月 14 日東京都告示第 869 号

2 開園の概要

名 称	都立高井戸公園 (たかいどころえん)
開 園 日	令和 2 年 6 月 1 日
開園面積	109,435.93 m ² (令和 7 年 2 月 1 日現在)
公園種別	運動公園
所 在 地	杉並区久我山二丁目
アクセス	京王井の頭線「富士見ヶ丘」、「久我山」、 京王線「千歳烏山」から関東バス(久我山病院行き) 「久我山病院」

3 主な公園施設

管理事務所、駐車場、芝生広場、遊具広場、多目的広場、健康器具広場、野球場、球技場、テニスコート



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、区部西部の住宅地に位置する都市計画公園（運動公園）であり、広々とした台地の空間が特徴となっている。

北側には井の頭恩賜公園を水源とする神田川、南側には玉川上水、放射第5号線といった帯状の緑があり、水と緑のネットワークを構築するうえでも重要な役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・最寄り駅として京王井の頭線富士見ヶ丘駅が北東方向に位置し、同路線久我山駅が北西方向にいずれも神田川沿いに位置している。
- ・主要な道路は、玉川上水沿いに建設された放射第5号線が接しているほかは、周辺道路は幅員6m以下の道路となっている。公園に接する計画道路としては、西側外周部に補助216号線の計画がある。

(2)自然環境

- ・本公園は武蔵野台地上に位置し、ほぼ平坦地となる台地部と神田川沿いの低地、斜面地で構成されている。本公園南側には、玉川上水緑道が接している。
- ・台地部の標高47.0m程度から平坦となり、計画地ではおおむね50.0m程度で、神田川沿いの低地は標高44.0m以下となっている。
- ・神田川沿いの斜面地と外周部には高木の樹林が残り、貴重な緑地となっている。
- ・近接する玉川上水は、東京都の歴史環境保全地域や国指定史跡となっている。

6 利用概況及び特色

地域の利用者による遊具遊び、散策、犬の散歩、スポーツ利用等が中心であり、自転車での利用が多い。

芝生広場中心の広々とした台地の空間に各種の遊具が整備され、運動施設も整ったことから、利用者が増えている。

小学校と隣接して、多目的広場が利用され、将来的に、中学校も近くに整備されることから、公園利用の増加が見込まれる。

7 整備計画等

(1)高井戸公園の整備計画(平成25年)

本公園は低層住宅と集合住宅の多い住宅地が周辺に広がり、まとまった空間は計画地が最大であることから、「空の景を感じ、スポーツを楽しむみどりの拠点づくり」を基本理念とし、広々とした大地の空間を活かして、健康増進やスポーツを主体としたレクリエーション空間を創出するとともに、すでに指定されている避難場所としての防災機能の向上、神田川や玉川上水の水辺の緑、放射5号線の緑といった帯状の緑と公園の緑を連続させ、水と緑のネットワークの形成を図り、都民の利用に供し、地域のまちづくりにも寄与させる。

- ・多様なみどりの環境づくり
- ・安全・安心な空間づくり
- ・多目的なニーズに対応するスポーツ施設の配置
- ・台地の景を活かした魅力ある景観づくり

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

また、災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

1) 優先整備区域「事業促進区域」： 108,900 m²（完了）

杉並区久我山2丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」： 21,800 m²

杉並区久我山2丁目

注）「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

災害時の防災機能の強化や公園の緑に関わる機会の提供等を進め、都市の防災力を支えるとともに、地域に愛着を持たれ、空の景を感じ、スポーツを楽しむみどりの拠点としての公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 震災時の避難場所として、非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

(2) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 避難場所となる芝生広場では、地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(3) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

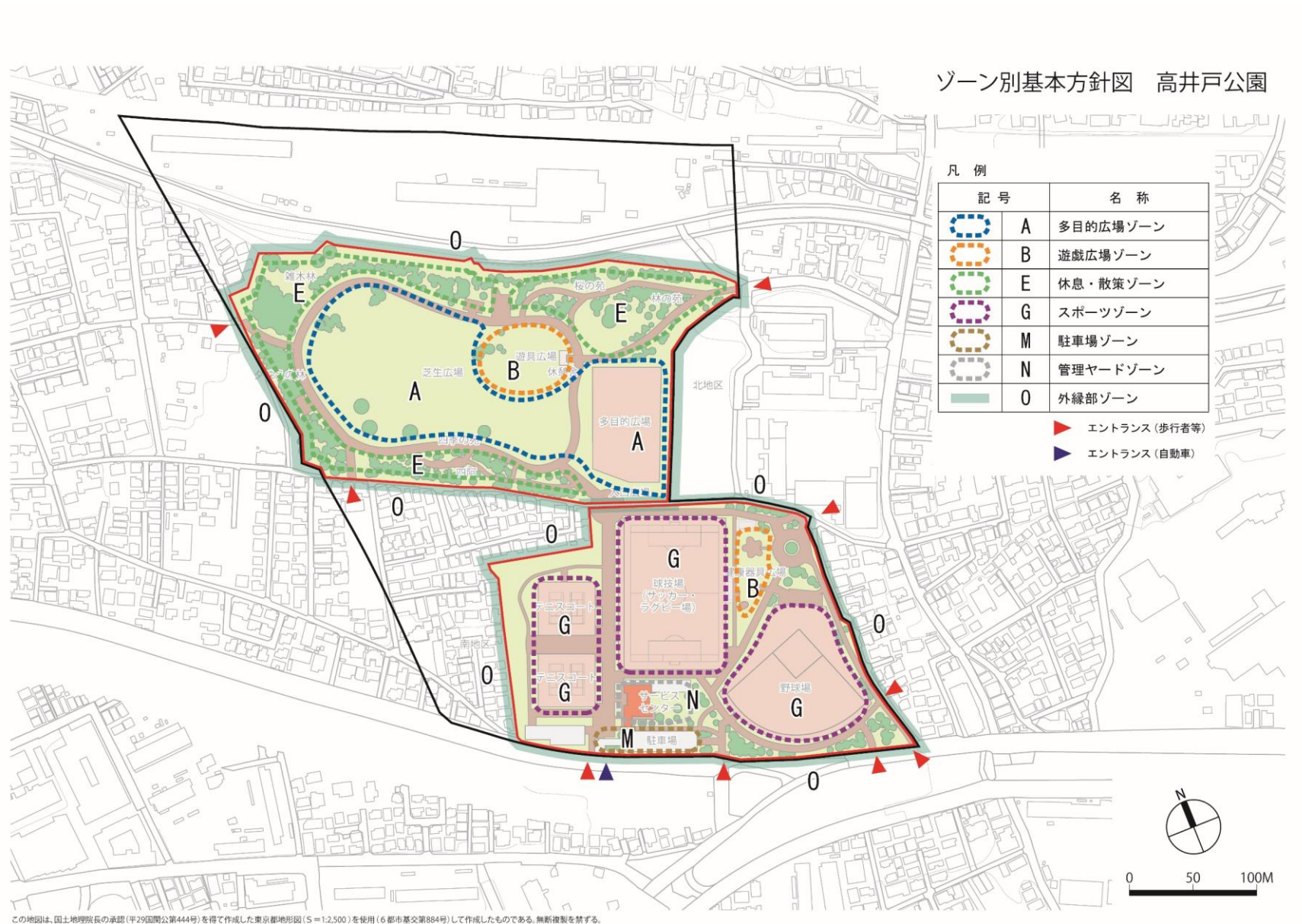
- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(4) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

2. ゾーン別基本方針



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	・芝生広場、多目的広場のあるゾーン 多目的に利用できる大規模な芝生広場として、台地の持つ開放的な空間を提供する。 多目的広場については運営主体が異なることから、接続部の管理など双方が連携して行っていく。
B	遊戯広場ゾーン	・遊具広場、休憩舎のあるゾーン レクリエーションの拠点となる休憩舎や遊具を中心に、子供の遊びや、ピクニック等が楽しめるよう、安全で快適な利用に対応していく。 ・南側の健康遊具のあるゾーン 誰もが楽しく健康増進できるよう、安全で快適な利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
E	休息・散策ゾーン	・雑木林・夕映えの林、桜の苑、四季の苑のあるゾーン 樹林の間に四阿等が配置され、散策、休憩などの利用に対応していく。 連続する樹林が配置され、適切な樹林管理により空の景を感じることが出来るスカイラインを維持していく。
G	スポーツゾーン	・多様な運動施設のあるゾーン サッカー、ラグビー、野球、テニスができる場所になり、サービスセンターで休憩や管理ができるようになっており、トイレ、パーゴラ、ベンチなどあり、健康づくりの拠点として、快適な利用に対応していく。 ・野球場、球技場、テニスコートのあるゾーン 野球場1面と球技場（サッカー・ラグビー場）1面、テニスコート（人工芝）4面あり、有料施設として、安全で快適に利用できるよう対応していく。また、人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策を適切に行う。 なお、野球場は、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

記号	区分	基本方針
M	駐車場ゾーン	・ 駐車場のあるゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。
N	管理ヤードゾーン	・ 管理所のあるゾーン 多くの利用者の訪れる管理所へのアクセス路周辺等については、安全性や清潔さに留意する。また、管理所からの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に努める。
O	外縁部ゾーン	・ 民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園で民有地等と接する所では、景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。 神田川等に面する箇所では、それらの緑と一体的に良好な景観形成を図る。 既存樹木は外縁部ゾーンに多く、また、台地の景観特性を活かしたスカイラインを創出するため、公園の外縁部に樹木を多く配置していることから、特に落ち葉や落枝に留意する必要がある。 サクラなどが健全に保たれ、印象的な景観となるよう配慮し、適切に維持管理していく。

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】

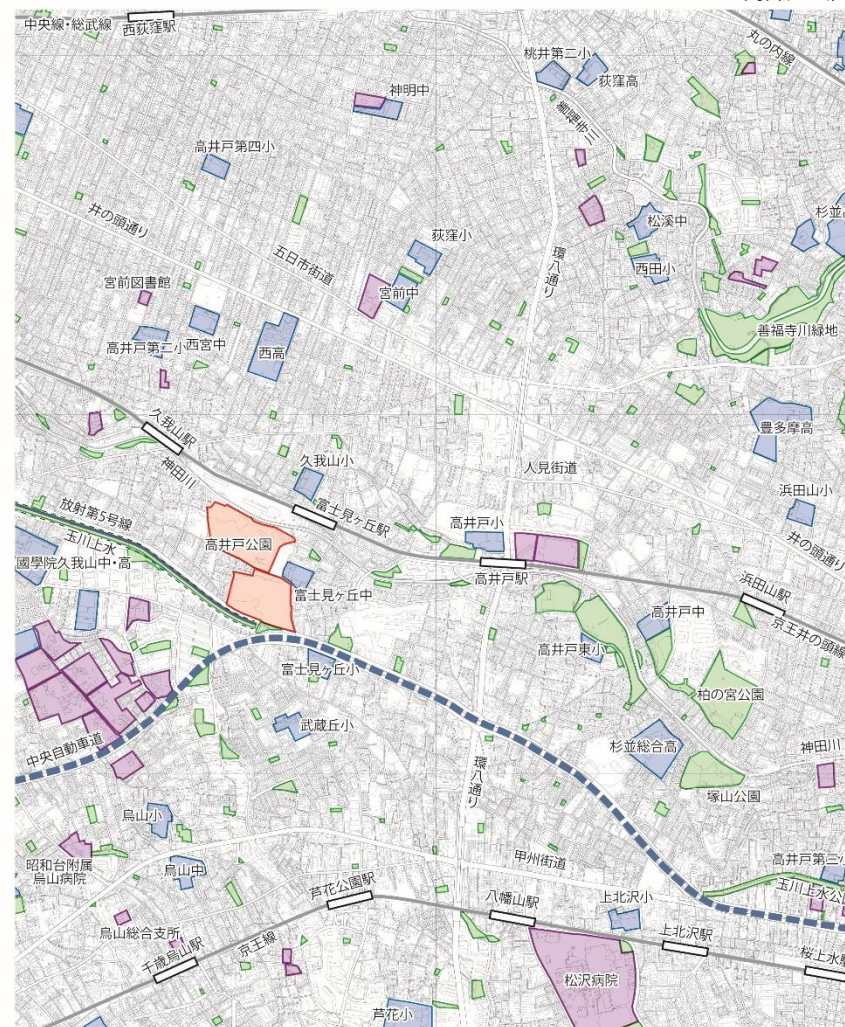


周辺土地利用図(空中写真)



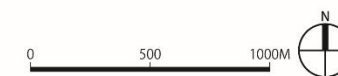
— : 開園区域
— : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地
 :学校
 :特徴的な建物(神社仏閣など)
 :開園区域
 :高速道路
 :鉄道



園内の写真



遊具広場



芝生広場の春



芝生広場の秋



青空マルシェでの参加活動

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により都市計画決定
平成 16 年 5 月	東京都告示第 869 号により都市計画変更
平成 18 年 3 月	NHK 富士見ヶ丘運動場 閉鎖
平成 25 年 2 月	計画区域北側に位置する京王井の頭線の検車区を除く 13.7ha における高井戸公園の整備計画について、東京都公園審議会より答申
平成 25 年 3 月	財務省用地（約 2.9ha）を取得
平成 25 年 4 月	高井戸公園の整備計画 決定
平成 26 年 2 月	王子HD用地（約 3.0ha）を取得
平成 27 年 2 月	NHK 用地（約 5.0ha）を取得
平成 30 年	財務省施設跡地、王子製紙施設跡地の工事着手（埋文調査完了後実施）
令和 2 年 6 月	神田川沿いの東側園地 2.5ha を開園
令和 3 年 6 月	神田川沿いの西側園地 3.5ha を追加面積

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成 27 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和元年 10 月	高井戸公園マネジメントプラン策定
令和 4 年 3 月	高井戸公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和 7 年 3 月	高井戸公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
年間総計（人）	465,395	487,141	586,504	392,800	－

2)月別利用者数の推移

5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 （人） 465,395	47,444	39,174	26,887	18,418	11,639	24,737
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	47,237	46,315	50,725	51,749	40,464	60,606

3)有料施設の利用状況

・運動施設

年間利用者数

施設名	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
野球場	8,292	6,006	－	－	－
球技場	16,894	－	－	－	－

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	自然ふれあいクラフト教室	12 月	40 人
	2	健康増進プログラム	4 月／11 月	407 人
	3	体験学習受入れ	4 月／9 月／10 月／11 月	200 人
都民協働	1	あおぞら会議	5 月／7 月／11 月／2 月	884 人
	2	地域連携防災訓練	9 月／12 月	172 人
自主事業	1	8 公園を巡るスタンプラリー	10 月～12 月	(北部エリア 8 公園) 1394 人
	2	クリーンアップムーブメント	5 月～3 月	193 人
	3	サステナブルな花壇プロジェクト	5 月、6 月、10 月、11 月	263 人

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 4 年 11 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
- ・杉並区地域防災計画（令和 6 年修正）